

**熊本県告示第 936 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
昭和ケアサービス 八代市塩屋町 2-26	有限会社 昭和タクシー	平成14年11月26日

**熊本県告示第 937 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県本渡市宮地岳町字中田 3809 の 1、字志禮ノ迫 3963、字鳶ノ巢 3999 の 3、字向田 4028 から 4030 まで、4032、字山ノ神 4088、字要 4112 の 1、4130 の 1、4130 の 2、4132、字高見 4135 の 1、4137、字野下 4163 の 1、4194、4200 の 2、字一井ノ木 4485、4494 の 1、4494 の 3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに本渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 938 号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更する旨荒尾市長から届出があった。

上記の届出に係る町の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の町
荒 尾	北屋形山	3136、3137、3210 から 3212 まで、3217、3218 に隣接する道路である国有地の全部並びに 3138、3169 から 3186 まで、3195、3196、3207、3209、荒尾字東屋形山 3730 の 1、3735 の 36 に隣接する道路である国有地の一部	東屋形一丁目
荒 尾	日 焼	3274 から 3277 まで、3280 から 3288 まで、3291 から 3305 まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	東屋形一丁目
荒 尾	田 添	3356 の 1、3356 の 2、3359 から 3361 まで、3367 から 3369 まで、3370 の 1 の一部、3370 の 2、3394 の一部、3395 から 3398 まで、3401 から 3410 まで、3411 の 1、3412 の 1、3413 の 1、3414 の 1、3415 の 1、3415 の 5 から 3415 の 8 まで、3417 の 1、3418 の 1、3419 の 1、3420 の 1、3424 の 1、3425 の 1、3426 の 1、3426 の 4、3427 の 1 の一部、3428 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに 3363 の 2、3363 の 3、3363 の 6、3365 の 2、3365 の 3、3365 の 5 に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに荒尾字沖田 3306 に隣接する水路である国有地の全部並びに荒尾字沖田 3342 の地先の水路である国	東屋形一丁目